令和8年度 **県を越えて出願する場合の取扱い**

◇ 本県から他の都道府県公立高等学校へ入学を志願する者の手続(要項 p. 44 2)

1 申請期間

令和7年11月19日(水)~令和8年1月14日(水) (ただし、期間後に手続をする必要が生じた場合は、速やかに手続を行うこと。)

2 手続の流れ

(1) 志願手続の確認

志願者当該県教育委員会

- ① 志願許可手続の確認
- ② 出願手続等の確認
 - ※ 各県教育委員会等によって、手続が異なる場合があるので、 予め、当該教育委員会HPなどで確認をすること

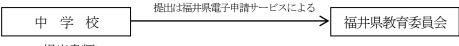
(2)必要書類の提出

<提出書類>

- ① 他都道府県公立高等学校入学志願届出書(様式高入第3号)
- ② 福井県立高等学校への出願取消しについて (様式高入第4号) (すでに本県の県立高等学校に出願をしている場合のみ)

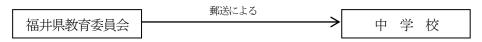
3 本県の証明を必要とする場合の手続

(1) 当該都道府県の申請書に本県の証明を必要とする場合



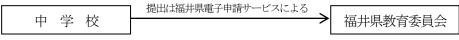
<提出書類>

- ① 他都道府県公立高等学校入学志願届出書(様式高入第3号)
- ② 当該都道府県の申請書



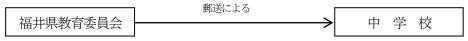
① 本県の証明をした当該都道府県の申請書

(2) 当該都道府県に様式がなく、本県の証明を必要とする場合



<提出書類>

- ① 他都道府県公立高等学校入学志願届出書(様式高入第3号)
- ② 他都道府県公立高等学校入学志願申請書(様式高入第5号)



① 県外公立高等学校入学志願者に係る証明書(様式高入第6号)

4 福井県電子申請サービスについて

- ・提出書類を、それぞれ PDF ファイルにし、福井県電子申請サービスにより提出すること。
- ・福井県高校教育課ホームページ上にある「福井県電子申請サービス利用方法」を参照すること。